

日本学生支援機構（JASSO）の貸与奨学金における 機関保証制度のご案内

機関保証制度は、奨学生が一定の保証料を支払うことで、保証機関である日本国際教育支援協会（JEES）の連帯保証を受けられる制度です。

◆保証料を支払うことで、

- ①自らの意志と責任において奨学金の申込みができます。
- ②連帯保証人、保証人を頼める人がいなくても奨学金の申込みができます。

◆保証料額の目安はホームページをご覧ください。



<https://kikanhosho.jees.or.jp/guarantee/permonth/>

機関保証制度の特徴

○自立ができる

- ・自らの意志と責任で奨学金の貸与を受けることができます。
- ・奨学生本人が責任を持って返還することになります。

○連帯保証人、保証人に係る手続き等が不要

- ・連帯保証人（父または母）や保証人（親せき等）に手続きや書類の準備をお願いする必要がありません。

○保証料が安い

- ・保証料は、一般的な教育ローンよりも割安です。

（参考）JASSO貸与奨学金の保証制度について

貸与奨学金の利用には、「機関保証」か「人的保証」のどちらかの保証が必要です。

○ 機関保証制度

- ・保証機関（JEES）が連帯保証を行いますので、連帯保証人と保証人は必要ありません。
- ・一定の保証料を支払う必要があります。

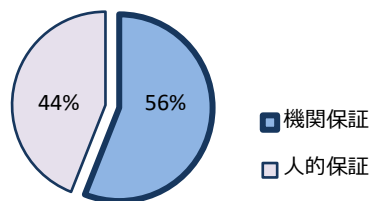
○ 人的保証制度

- ・連帯保証人と保証人が必要です。
- ・保証料を支払う必要がありません。

※第一種奨学金で所得連動返還方式（大学院修士段階の授業料後払い制度含む）を選択する場合は、機関保証制度への加入が必要です。

機関保証制度とは

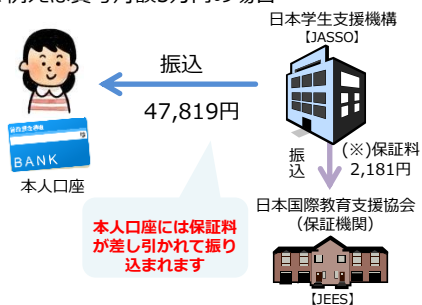
- 機関保証制度は保証機関（JEES）と奨学金を借りる本人のみとの契約となります。
- 令和6年度の奨学生採用者のうち、機関保証を選んだ人は56%と多くの学生に利用されています。



※機関保証に加入後、人的保証へは変更できません。

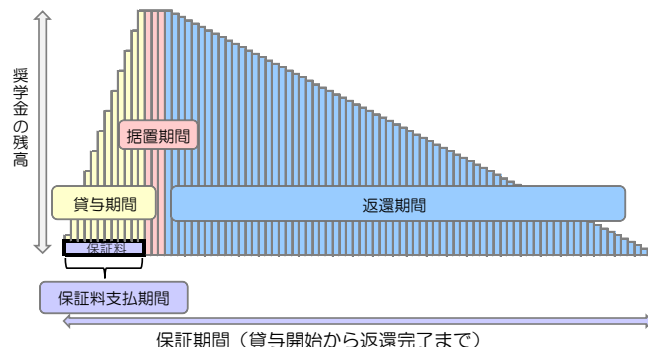
- 機関保証に加入するには、本人が保証料を支払う必要があります。
- 保証料は毎月の奨学金から天引きされます。

★例えば貸与月額5万円の場合…



※記載の保証料は第二種奨学金（貸与月額5万円・貸与月数48ヶ月）で令和7年度採用者の保証料月額であり目安です。

保証について



- 保証される期間（貸与開始から返還完了まで）の保証料を、貸与期間中に前払いする必要があります。なお、保証料は返還期間中の毎月の返還残高に保証料年率の1/12を乗じたものの合計金額です。
- 繰上返還や返還免除により早期に返還が完了した場合は、保証料の一部が戻る場合があります。（例えば、貸与終了と同時に、奨学金を一括で返還した場合、支払った保証料の約7割が戻ります。）

奨学金の返還

奨学金は借りたお金なので、学校を卒業後に本人が日本学生支援機構（JASSO）へ返さなければなりません。

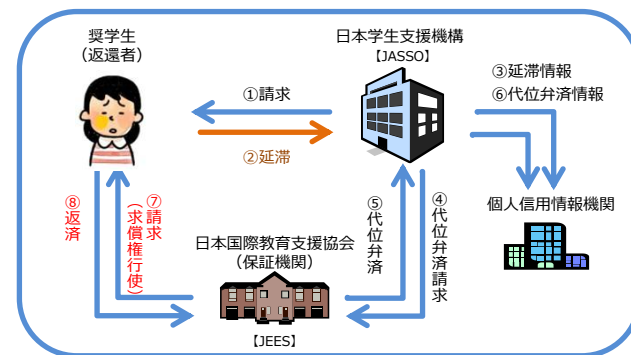
- 貸与終了の翌月から数えて7か月目の月（3月に貸与終了した場合は10月）から返還が始まります。

（参考）返還期限猶予の制度
進学や留年をしたり、卒業はしたが就職ができずに返還することが難しいなどの場合は、日本学生支援機構（JASSO）へ返還期限の猶予の手続きをとることで返還の開始を先送りすることができる場合があります。

このほか、月々の返還額を少なくする減額返還制度もありますので、ホームページにてご確認ください。



返還を延滞した場合



- 延滞が3か月以上となった場合には、延滞情報が個人信用情報機関に登録されるため、スマートフォンの分割払いやクレジットカードまたは住宅ローン等の利用ができなくなる場合があります（人的保証を選択した場合も同様です）。
- さらに、一定期間の督促後、日本学生支援機構（JASSO）の請求に基づき、保証機関（JEES）が本人の代わりに一括で支払います（代位弁済）。代位弁済が行われた場合、個人信用情報機関に代位弁済情報が登録されます。
- 代位弁済を行ったあと、保証機関（JEES）から延滞した本人に、その分の返済を請求します。

代位弁済が行われた場合、必ず本人が保証機関（JEES）に返済しなければなりません。

保証機関（JEES）においても、返済が困難な場合は、本人の生活状況や個別事情をご相談のうえ、分割返済や返済期限猶予制度が認められることがあります。